丹波市総合計画　令和6年度　施策評価シート

まちづくりの目標	1	みんなで支え、育む生涯健康のまち
施策目標	5	【障がい福祉】誰もが主体的に暮らせるまちをつくろう
施策の展開	① ② ③ ④	相談支援や就労支援の充実 地域で暮らせる場の確保と社会参加の促進 虐待を防止する体制の充実と権利擁護 療育支援体制の充実

施策担当課	障がい福祉課
関係課	障がい福祉課 こども福祉課

1　施策の現状・推移

5年後のまちの姿	・共生社会の実現に向け、障がいのある人もない人も、子どもから高齢者まで誰もが互いに人格と個性を尊重して支え合う社会に近づいています。 ・障がいのある人が、必要な障害福祉サービス等を利用しながら主体的に暮らせる権利が保障され、自らの生活や人生設計を選択し、決定し、実現することができ、安心して暮らしています。

2　成果指標・コストの推移

		単位	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
成果指標	住んでいる地域は、障がいのある人が暮らしやすい環境が整っていると感じている市民の割合	%	目標	21.0	22.0	23.0	24.0	25.0	26.0	
			実績	20.9	15.4	16.2	16.2	16.6	14.5	
	年間生活相談件数	件	目標	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	
			実績	3,228	3,720	3,725	3,759	3,856	3,625	
			目標							
			実績							
			目標							
			実績							
コスト	人件費	千円	実績	145,468	158,562	155,006	151,100	164,795	176,243	
	事業費	千円	実績	1,261,179	1,381,322	1,497,446	1,633,280	1,748,415	1,967,218	
	計	千円	実績	1,406,647	1,539,884	1,652,452	1,784,380	1,913,210	2,143,461	
	うち一般財源	千円	実績	416,104	525,285	539,816	622,914	649,176	721,038	

3　環境変化

国・県の方針、関連法令の動向	・平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮を行うことが義務付けられており、制度の周知と障がい者理解のための啓発を重点的に行う。 ・障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により平成30年度から障害児福祉計画を策定することが義務付けられた。 ・兵庫県において令和4年度に「第2期ひょうご障害者福祉計画（5カ年）」の策定が行われた。 ・令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業所に対しても合理的配慮の提供が義務化された。
市民ニーズの動向	市民意識アンケート結果において、住んでいる自治会・小学校区は、障がいのある人にとって暮らしやすい環境が整っていると答えられた方は14.5％で、整っていないと答えられた方は60.8％であった。

4　評価

目標の達成状況は順調か。達成していない原因は何か。	・住んでいる地域では、障がいのある人が暮らしやすい環境が整っていると感じている市民の割合は、前年度と比較して2.1ポイント減少し、整っていないと答えられた方は2.3ポイントの増加が見られ、全体的に悪化した。10・20歳代では改善が見られたが、40歳代で悪化が大きく、年代によって捉え方に違いが見られた。 ・委託相談等相談支援体制については、令和6年度中に目標であった3カ所の整備が整い、目指す体制の確保ができた。 ・障がい児・者の親亡き後の生活を支えることを目的に整備した「まんがいちネット」についての登録者については、令和6年度に意向調査や必要性の検討を行った結果22人となり11人減少したが、民生委員と連携し登録者カードの導入を行うなど新たな取組みが行えた。 ・市内での実施を目指す重症心身障がい者等生活支援事業については、令和7年度から新たに補助制度を創設し、設備や備品購入、運営支援に関する補助が行えるようになったことから、今後、新たな事業所の整備に向けた取組を進めることができた。 ・児童発達支援センターの運営については、あり方を含めた今後の方向性について関係部署による協議を開始した。
環境変化を踏まえた施策展開となっているか。	・障がい者施策推進協議会と各部会をそれぞれ3回開催し、障がいに対する理解促進や障がいのあるなしに関わらず、暮らしやすい社会を構築していくことに対して協議を行った。 ・平成29年4月に策定した「丹（まごころ）の里手話施策推進方針」に基づいた手話の周知・推進を、ホームページでの動画配信や市広報誌への掲載を行い、聴覚障がい者等の普段の生活がより便利になるように手話の普及を行った。 ・コモーレ丹波の森等の民間事業者の協力を得て、障がい者施策推進協議会就労支援部会を中心に「ものづくりはっぴいステージ」をちゃれんじスペースふれあいまつりと合同で開催し、障がい者の工賃向上と障がい者への理解の啓発を行った。 ・こども発達支援センターでは、機能訓練員（理学療法士2人、言語聴覚士3人、作業療法士1人）（非常勤）を通年で確保することにより、発達支援を要する児童を持つ保護者等の相談対応や対象児童への機能訓練を安定的に行った。 ・令和6年度からの事業所への合理的配慮の提供義務化を受けて、丹波市障がい者サポートマイスター制度の取組を開始した。令和6年度は6事業所の認定を行い、合理的配慮提供に向けた環境整備と周知を進めた。 ・障害者就労支援事業として実施しているちゃれんじスペースの内容を変更し、民間作業の受注も行いながら利用者の工賃向上を目指した取組に着手した（令和6年5月～）。
事業の構成や役割分担で見直しの余地がないか。	・重症心身障がい者等生活支援事業については、事業所の整備が進むよう補助制度創設の周知と合わせて、人員確保等のその他情報についても提供を行うとともに、市の取組方針についても説明を行い考え方の共有ができることを目指す。 ・障がい児・者の親亡き後の生活を支えることを目的にしたまんがいちネットの運用を検証し、より使いやすい制度とする。 ・障害者差別解消法、手話言語条例及び手話施策推進方針の策定に伴い『手話』の普及・啓発や意思疎通に係る人材育成を継続的に実施する。 ・こども発達支援センターでは、事業実施に必要な資格保有者を確保するため、要件に該当する職員の資格取得研修への積極的な受講を図る。

5　今後の改革方向

施策の今後の方向性、構成する事務事業の見直し案	・福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業は、令和6年度からの事業内容変更後の運用状況について確認を行うとともに議会からの提言に対する実施の可能性について検証を行う。 ・医療的ケア児・者を含む重症心身障がい者支援について、令和7年度から新たに創設する補助金を活用した支援を行い、市内に必要な事業所の整備を進める。 ・児童発達支援センターの効率・効果的な事業運営ができるよう、関係する部署で既存事業内容の見直しや今後の方向性のあり方についての協議を継続することで、児童発達支援センターが中核機能の役割を持って運営できることを目指す。 ・就労支援を進めることで、障がいのある方の社会参加や自立を促す。

●構成する事業一覧　（令和　6　年度実施事業）

事務事業名	予算小事業名	人件費【千円】	事業費【千円】	計・千円	うち一般財源	必要性	効果性	コスト	公平性
こども発達支援センター運営事業		97,013	10,702	107,715	76,209	A	B	B	A
	こども発達支援センター運営事業								
障害者自立支援事業		79,230	1,956,516	2,035,746	644,829	A	A	B	A
	障害福祉総務費								
	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業								
	障害者医療費給付事業								
	特別障害者手当等支給事業								
	無年金外国籍障害者等福祉給付金支給事業								
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業								
	地域生活支援事業								
	補装具費支給事業								
	グループホーム利用者家賃負担軽減事業								
	障害福祉サービス等給付事業								
	介護者支援金支給事業								
	人工透析治療通院費助成事業								
	障害者就労支援事業								
	障害児通所支援事業								
	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業								
	グループホーム新規開設サポート事業								
合計		176,243	1,967,218	2,143,461	721,038				

丹波市総合計画　令和　6　年度事務事業評価

事務事業名	こども発達支援センター運営事業				
事業担当課	福祉部　こども福祉課		事業期間	平成　16 ～　無期　年度	
	所属長	大西　万実	担当	芦田　将司	担当

位置づけ			
	総合計画	まちづくり目標	【１】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	5【障がい福祉】誰もが主体的に暮らせるまちをつくろう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	(3)地域包括ケアシステムの構築と推進
	根拠法令・個別計画等	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、丹波市障がい者・障がい児福祉プラン	

計画（PLAN）		
事務事業	対象（誰を、何を）	心身の発達支援を必要とする児童とその保護者及び関係機関
	目的 ベストな状態 （期待される効果）	子どもたちが地域の中で、安心して育ち、豊かな成人期を迎えることができる。
	概要 （具体的手段・全体計画）	丹波市立こども発達支援センターを拠点に、保健、福祉、医療及び教育と連携し、障がいがあるこどものライフステージに応じた適切な相談や療育の提供を行い、こども、保護者及び関係機関を支援する。 ・障害児通所支援事業の実施（「丹波市通所支援事業所もみじ」の運営：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援） ・障害児相談支援事業の実施（「丹波市相談支援事業所まごころ」の運営：指定障害児相談支援、指定計画相談支援、一般相談） ・関係機関への発達支援にかかる専門職員の派遣 ・実施方法：直接実施（市立市営）

実施（DO）

コスト（単位：千円）（評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　Ａ＋Ｂ	80,074	95,952	92,629	88,359	99,716	107,715	
	直接事業費Ａ	11,206	11,230	10,383	9,349	8,891	10,702	
	総人件費計（Ｅ＋Ｈ）Ｂ	68,868	84,722	82,246	79,010	90,825	97,013	
	職員従事者数（人・年）Ｃ	7.22	9.00	8.26	7.76	8.95	8.87	
	【平均人件費】Ｄ	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費Ｅ＝Ｃ×Ｄ	53,428	67,140	62,941	57,657	67,483	69,275	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）Ｆ	7.72	7.45	8.18	8.44	8.55	8.28	
	【平均人件費】Ｇ	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費Ｈ＝Ｆ×Ｇ	15,440	17,582	19,305	21,353	23,342	27,738	
歳入	特定財源	36,198	36,062	31,102	30,641	33,410	31,506	
	国・県支出金	0	0	17	0	0	0	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	1,733	1,322	1,115	1,212	1,392	1,250	
	その他特財	34,465	34,740	29,970	29,429	32,018	30,256	
	一般財源	43,876	59,890	61,527	57,718	66,306	76,209	

	指標名	単位		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
成果	「丹波市通所支援事業所もみじ」児発支援・放課後等デイサービスの稼働率（年平均）	%	目標	75	75	75	75	75	75	
			実績	63	55	48	48	53	50	
成果	「丹波市通所支援事業所もみじ」保育所等訪問支援の延べ利用者数（月平均）	人	目標	14	14	14	14	14	14	
			実績	12	11	9	7	13	4	
成果	「丹波市通所支援事業所もみじ」の支援（放デイ・児発）の満足度（保護者アンケート結果）	%	目標	80	80	80	80	80	80	
			実績	96	86	78	92	92	91	
成果	「丹波市相談支援事業所まごころ」相談支援事業利用人数（年平均）	人	目標	100	100	100	100	100	100	
			実績	130	126	113	128	134	123	
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・「もみじ」は、前年度に比べ利用契約者数が若干減少したことにより稼働率が下がっている。また、機能訓練担当職員（理学療法士２人、言語聴覚士３人、作業療法士１人）による機能訓練、看護職員による医療的ケアを安定的に実施することができたことにより、機能訓練担当職員による機能訓練の提供と医療的ケア児の利用が可能な事業所としての役割を担うことができた。 ・「まごころ」は、利用契約者数が増加傾向の中、利用契約の調整等を行いながら相談支援専門員２人体制での安定的な事業運営を行うことができた。

事務事業名	こども発達支援センター運営事業		
事業担当課	福祉部　こども福祉課	事業期間	平成　16 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	市内で１箇所の児童発達支援センターとして、心身の発達支援を必要とする児童等に対し、適切な療育を保障する地域療育体制の中核機関として事業運営しており、市民にとって必要かつ重要な事業である。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	B	職員の大多数が専門職（資格職）であり、人材確保や研修機会の確保等による専門知識の更新や支援技術の向上等に係るコストの削減は困難であるが、充実した支援と効率的な運営の両立に向けてさらなる検討が必要である。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	B	・「もみじ」は、稼働率、利用者数（保訪）は目標値に到達していない状況であったが、支援に対する満足度は目標値を上回っている。 ・充実した支援と効率的な運営の両立に向けてさらなる検討が必要である。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	A	法令で決まった障害児通所支援事業の利用者負担金を徴収している。

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
・市内で１箇所の児童発達支援センターであり、概ね安定的な事業運営をすることができた。
・看護師２人を通年で任用したことにより、医療的ケア児の受入れ可能な障害児通所支援事業所として安定的に受け入れることができた。
・機能訓練担当職員（理学療法士２人、言語聴覚士３人、作業療法士１人）（非常勤）を通年で確保したことにより、発達に支援を要する児童を持つ保護者等の相談対応や対象児童への機能訓練の提供を安定的に行うことができた。
【課題】
・令和６年７月にこども家庭庁が作成した「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」に示されている児童発達支援センターに求められる４つの中核機能と役割を果たすため、所管課と協議を行いながら市の方向性を定めていく必要がある。
・現在の事業運営を継続していくためには、多職種の専門職職員（児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、保育士、児童指導員、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）の配置が必要となるため、人材の安定的な確保及び育成をどのように実行していくかが課題である。

今後の方向性・改善策等

・事業実施に必要な資格保有者を確保するため、要件に該当する職員の資格取得研修への積極的な受講を図る。
・児童発達支援センター機能の効率的・効果的な事業運営ができるよう、既存事業内容の見直し、研修参加、情報収集を図る。
・児童発達支援センターに求められる４つの中核機能と役割を果たすため、所管課と協議を進め、市の方向性を定めたうえで事業実施方法の検討を進める。

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				
現状維持			✓	
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	こども発達支援センター運営事業	11,230	10,383	9,349	8,891	10,702	
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計		11,230	10,383	9,349	8,891	10,702	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	

丹波市総合計画　令和　6　年度事務事業評価

事務事業名	障害者自立支援事業				
事業担当課	福祉部　障がい福祉課		事業期間	平成　16 ～　無期　年度	
	所属長	荒木　信博	担当	細見　直樹	担当　前川　武志

位置づけ			
	総合計画	まちづくり目標	【１】みんなで支え育む生涯健康のまち
		施策目標	5【障がい福祉】誰もが主体的に暮らせるまちをつくろう
	創生総合戦略	基本目標	
		施策	
	まちづくりビジョン	取組項目	(3)地域包括ケアシステムの構築と推進
	根拠法令・個別計画等	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、丹波市障がい者・障がい児福祉プラン	

計画（PLAN）		
事務事業	対象（誰を、何を）	身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者等
	目的 ベストな状態 （期待される効果）	・必要な障害福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業等が充実し、障がい者（児）等が障がいの種別にかかわらず、自ら丹波市で暮らすことができる生活環境が整っている。 ・障がいのあるなしに関わらず、だれもが主体的に暮らし、共に育ち支えあうまちになるよう障がいへの理解が深まっている。
	概要 （具体的手段・全体計画）	・障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の実施 ・児童福祉法に基づく障害児通所給付費の支給 ・障害者相談員の設置　・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の支給 ・在宅福祉施策の実施　・ちゃれんじスペースの運営（業務委託；丹波市社協） ・障がい者福祉団体への支援（補助金交付） ・障がい者・障がい児福祉プランの進捗管理

実施（DO）

コスト（単位：千円）（評価年度は実績、計画年度は予算）		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
歳出	総事業費　A＋B	1,460,711	1,443,932	1,559,823	1,696,021	1,813,494	2,035,746	
	直接事業費A	1,384,111	1,370,092	1,487,063	1,623,931	1,739,524	1,956,516	
	総人件費計（E＋H）B	76,600	73,840	72,760	72,090	73,970	79,230	
	職員従事者数（人・年）C	9.00	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	
	【平均人件費】D	7,400	7,460	7,620	7,430	7,540	7,810	
	人件費E＝C×D	66,600	59,680	60,960	59,440	60,320	62,480	
	会計年度任用職員従事者数（人・年）F	5.00	6.00	5.00	5.00	5.00	5.00	
	【平均人件費】G	2,000	2,360	2,360	2,530	2,730	3,350	
	人件費H＝F×G	10,000	14,160	11,800	12,650	13,650	16,750	
歳入	特定財源	945,502	978,537	1,081,534	1,130,825	1,230,624	1,390,917	
	国・県支出金	945,148	976,525	1,081,443	1,130,629	1,230,379	1,390,216	
	借入金（地方債）	0	0	0	0	0	0	
	受益者負担金	0	0	0	0	0	0	
	その他特財	354	2,012	91	196	245	701	
	一般財源	515,209	465,395	478,289	565,196	582,870	644,829	

	指標名	単位		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	備　考
活動	意思疎通支援者派遣事業利用件数	件	目標	160	170	130	135	140	140	
			実績	130	140	143	85	106	106	
成果	就労継続支援事業所の平均工賃	円	目標	17,000	17,000	17,000	17,500	17,500	18,000	
			実績	18,501	16,243	18,837	18,965	21,887	27,236	
			目標							
			実績							
			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							
コスト			目標							
			実績							

指標の推移等の背景・分析	・就労継続支援B型事業所の平均工賃は、民間事業所からの作業依頼が増加傾向にあることや授産品の販路拡大による売り上げ増加により上昇傾向が続いている。このことはこれまで行ってきた周知啓発の効果により、障がい者の就労に関する関心が高まってきた背景もあると考える。（平均工賃の算定方法が変わったことも工賃アップの要因の一つとなっている） ・意思疎通支援者派遣事業による手話通訳者の派遣は、令和６年度では前年度対比で微増している。利用としては、医療受診（43件）、金融機関での手続き等に関する利用（21件）、学校行事への参加（20件）が多くなっている。

事務事業名	障害者自立支援事業		
事業担当課	福祉部　障がい福祉課	事業期間	平成　16 ～　無期　年度

評価（CHECK）

事務事業全体の実施（DO）に対する、事務事業の展開の評価・課題について

評価視点	評価	理由・コメント	評価視点	評価	理由・コメント
(必要性) 市民にとって必要な事業か。	A	障がいのある方が地域で分け隔てのない生活ができるようにするために、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障害児通所給付費の支給、ちゃれんじスペースの運営、特別障害者手当等の支給、障がい者福祉団体への補助金の交付、手話通訳者の派遣など、引き続き必要な事業である。	(コスト) 改善・改革等により更に低コストで実施できないか。(サービス・成果は維持)	B	障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスは、国県市がルールに基づいた負担を行っている。今後も必要なサービスが適切に給付されるよう、必要に応じてガイドラインの見直しや関係機関の連携が行えるようにする。
(効果性) 成果につながっているか。進捗は予定どおりか。※成果指標に対する評価	A	・意思疎通支援者派遣事業による手話通訳者の派遣やその他障害福祉サービスの支給は、障がいがある方が地域で生活するために必要なサービスであり、望む生活を実現するために必要となっている。 ・福祉的就労の充実により平均工賃が増加することは、障害のある方の社会参加の促進や自立した生活につながっている。	(公平性・受益者負担) 公平性に問題はないか。受益者負担検討の余地はないか。	A	国が定めるルールにより、サービスを利用した時の自己負担は1割となっており、さらに所得に応じた負担上限額も設定されている。

改革（ACTION）

総合的な評価と課題（成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など）

【評価】
・近年の活動指標や成果指標の伸びから、障がいのある方の地域での生活の充実や就労等の活躍の場が増加している傾向がうかがえ、障がいのある方の社会参加や自立した生活につながってきていると考える。

【課題】
・重度の障がいがある方が地域での生活を続けるためのサービスや環境の整備が引き続き必要である。
・障がいのあるなしに関わらず共に地域で生活ができるようにするため、障がいに対する理解を深めたり、周知啓発を続けることが必要である。
・本人の思いや考えを尊重した意思決定の支援や適切なサービスの支給につながるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所の連携や質の向上に努めることが引き続き必要である。

今後の方向性・改善策等

・出前講座実施による障がいの理解促進
・重症心身障がい者等生活支援事業による補助金を活用した事業所の整備
・障害者就労継続支援事業所を通じた福祉的就労の充実
・障がい者サポートマイスター制度の実施を通じた合理的配慮の提供
・手話施策推進方針に基づいた事業の実施
・福祉送迎サービス（おでかけサポート）の安定運行
・ガイドラインやマニュアルの見直しと更新
・相談支援事業所連絡会の継続した開催

成果・コストの方向性

成果の方向性 ＼ コスト投入の方向性	皆減	縮小	現状維持	拡大
拡充				✓
現状維持				
縮小				
休廃止				

●構成する予算小事業一覧　（単位：千円）

No.	予算小事業	コスト（評価年度は実績、計画年度は予算）					備考
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1	障害福祉総務費	9,618	8,861	13,513	15,673	14,998	
2	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	1,297	1,318	1,182	1,194	1,208	
3	障害者医療費給付事業	35,911	50,809	38,710	44,836	44,224	
4	特別障害者手当等支給事業	21,285	21,804	21,616	22,123	22,232	
5	無年金外国籍障害者等福祉給付金支給事業						
6	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	193	106	202	300	115	
7	地域生活支援事業	100,261	98,867	112,189	114,825	107,146	
8	補装具費支給事業	14,980	12,972	15,698	14,017	18,533	
9	グループホーム利用者家賃負担軽減事業	8,939	9,009	9,171	8,592	9,566	
10	障害福祉サービス等給付事業	1,095,579	1,183,753	1,287,144	1,321,213	1,494,141	
11	介護者支援金支給事業	3,570	3,650	3,620	3,490	3,250	
12	人工透析治療通院費助成事業	2,216	2,004	1,739	1,741	1,573	
13	障害者就労支援事業	3,614	3,122	3,501	3,811	2,297	
14	障害児通所支援事業	72,469	90,424	115,480	187,629	237,227	
15	在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業						
16	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	160	184	166	80	6	
17	グループホーム新規開設サポート事業		180				
合計		1,370,092	1,487,063	1,623,931	1,739,524	1,956,516	

●外部評価　【　　】年度実施

指摘事項など		対応状況	